

別府市スポーツ振興奨励金交付要綱

R07.04.01.～

(目的)

第1条 この規定は、別府市スポーツ振興奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するため必要事項を定める。

(対象)

第2条 奨励金の交付を受けることができるものは、別府市に在住する個人及び個人が所属する団体で、次の各号のいずれかに該当する団体に所属するものとする。

- (1) ア 別府市スポーツ協会
イ 別府市スポーツ少年団
ウ 別府市内の中学校体育部
エ 別府市内の高等学校体育部
オ 別府市内の大学（短期大学）体育部
カ 別府市身体障害者福祉団体協議会
- (2) 高校生以下で、県内の中学校・高等学校体育部又はクラブチームに所属している個人。ただし、各学校長の認めたもの。
- (3) 大学生・一般で、県内のクラブチームに所属している個人。ただし、県の各協会長等の認めたもの。
- (4) 別府市中学校全国大会等出場費補助金交付要綱に基づく補助金が交付される者は、補助対象者とししない。
- (5) その他、特に市長が認めたもの。

(交付の範囲)

第3条 前項に該当する団体で、次の各号のいずれかに掲げる大会に出場登録したものに対し奨励金を交付する。ただし、前条の(1)に掲げる関係上部団体の主催大会に限る。

次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定めるところにより交付する。

- ア 県の予選大会で優勝（又は上位大会への出場資格を得る）し、全国大会・西日本地域及び九州規模の大会に出場する資格を得た個人及び団体。ただし、標準タイムによる出場は県の各協会長等の推薦状が必要。（全国大会標準記録の突破についてはその限りではない。）
- イ 西日本地域又は九州規模の大会に出場し、全国規模の大会に出場する資格を得た個人及び団体。
- ウ 国際的規模の大会に日本代表として出場する資格（推薦を含む）を得た個人及び団体。
- エ その他、特に奨励することが必要と認められるもの。

(交付の申請)

第4条 前条に規定する奨励金の交付を受けようとする個人又は団体は、別府市スポーツ振興奨励金交付申請書（様式第1号、以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、大会開催前までに別府市スポーツ奨励事業推進協議会（以下「協議会」という。）に提出しなければならない。なお、当該申請は、1会計年度内に2回までとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 大会要項等の写し
- (3) 出場資格を証する書類（出場記録が明記された新聞記事又は賞状若しくは競技団体の代表者が発行する推薦状等）
- (4) 登録選手名簿の写し

(交付の決定)

第5条 協議会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは奨励金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(奨励金の交付)

第6条 協議会は、前条の規定に基づき選定した者に対し、奨励金を別表により交付する。ただし、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定めるところにより交付する。

- (1) 区分が異なる者により構成される団体の場合、年齢が最も高い者が所属する区分の額。
- (2) 各区分の大会が大分県内において開催される場合、当該交付額に100分の50を乗じて得た額。

(実績報告書)

第7条 奨励金の交付を受けた者は、事情終了後1月以内に実績報告書（様式第4号）を提出するものとする。

(交付の決定の取消し等)

第8条 協議会は、第5条の規定により交付の決定を受けた個人又は団体が次の各号のいずれかに該当したときは、当該決定を取り消すものとする。この場合において、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 大会が中止され、又は大会に参加しなかったとき。
- (2) 大会への参加に関し不正その他不適切な行為が行われたとき。
- (3) 前条の実績報告書が同条に定める期間内に提出されないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、奨励金を交付することが適当でないと認めるとき。

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

平成 6 年 5 月 2 日 一部改正
平成 16 年 7 月 29 日 一部改正
平成 17 年 5 月 18 日 一部改正
平成 23 年 5 月 19 日 一部改正
平成 24 年 1 月 19 日 一部改正
平成 26 年 2 月 14 日 一部改正
平成 26 年 10 月 17 日 一部改正
令和 2 年 6 月 5 日 一部改正
令和 6 年 3 月 29 日 一部改正 (令和 6 年 4 月 1 日から適用)
令和 7 年 2 月 4 日 一部改正 (令和 7 年 4 月 1 日から適用)

別 表 (奨励金)

R06.04.01~

		1	2	3
		九州・西日本大会	全 国 大 会	国際的規模の大会 (日本代表として出場するもの)
小 学 生 ・ 中 学 生 ・ 高 校 生	9 名 以 下	7,000円 ×人数	15,000円 ×人数	50,000円 ×人数
	10名以上	70,000円	150,000円	500,000円
大 学 生 ・ 一 般	9 名 以 下	5,000円 ×人数	15,000円 ×人数	50,000円 ×人数
	10名以上	50,000円	150,000円	500,000円